

改元に向けた対応と掛川信用金庫との合併に伴う 手形・小切手の取扱いについて

平成31年4月吉日
島田信用金庫

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年5月1日の新天皇ご即位に伴い、改元の準備が進められておりますが、当金庫におきましても手形・小切手の改元対応を進めております。また掛川信用金庫との合併に伴う準備も進めており、改元に向けた対応と合併に伴う手形・小切手の取扱いにつきまして、以下のとおり取扱いをご案内いたします。

弊庫におきましては、できるだけお客様にご不便をおかけすることのないよう準備してまいりますが、やむを得ずご負担をおかけする場合もございます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改元に関わる事項

Q1 改元後も「平成」表記の手形・小切手は使えますか。

A1 改元後（2019年5月1日以降）「平成」表記の小切手・手形はご利用いただけます。

新元号へ訂正される場合は、「平成」に二重線を引き、新元号「令和」をご記入のうえご使用ください。

なお、この場合訂正印は不要です。

例

令和（新元号）

平成 1年5月7日

令和（新元号）

平成 元年5月7日

元年の表記は「元年」「1年」のどちらでも差し支えありません。

Q2 改元後（2019年5月1日以降）取引先から、「平成」表記の小切手・手形を受け取ったが、 振出人の訂正印は必要ですか。

A2 元号表記の訂正は不要です。新元号に読み替えてお取り扱いいたします。

Q3 新元号の小切手・手形帳はいつから発行されますか。

A3 2019年5月7日お渡し分より、新元号表記の手形・小切手帳を発行いたします。

ただし、手形帳の裏書日付欄は「平成」が印刷されており、ゴム印にて訂正し発行いたします。
大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 合併に関わるQ&A

Q1 現在手元にある島田信用金庫の手形・小切手帳は合併後も利用できますか。

A1 これまでどおりご利用いただけます。

島田掛川信用金庫の手形・小切手帳につきましては、合併日6月24日以降にお取引店舗窓口へお申し付けください。ただし、合併日直後に発行依頼が集中した場合、発行までに相当の日数がかかることが予想されます。残枚数が僅かな場合は、現在ご使用になっている手形・小切手帳を事前にご準備いただきますようお願いいたします。

また、誠に申し訳ありませんが、島田信用金庫の手形・小切手帳の発行と署名判の登録・変更は、2019年6月14日（金）受付分までとさせていただきます。

Q2 合併日以前に振り出した小切手・手形の決済はどうなりますか。

A2 合併日以前に振り出された小切手・手形についても、これまでと同様にお取り扱いさせていただきます。

Q3 代金取立を依頼している手形、当座預金や普通預金へ入金を依頼している小切手について何か手続きが必要ですか。

A3 お手続きいただく必要はございません。現在の指定口座にお取立代金をご入金させていただきます。

大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

その他手形・小切手にかかるご質問、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先) 島田信用金庫 事務部
0547-35-5200
担当：本杉、谷坂